

別紙 7

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋田外環状道路」という。)、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙

台東部道路」という。)一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)
 一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)
 一般国道409号及び468号(東京湾横断道路・木更津東金道路)(以下「東京湾横断道路・木更津東金道路」という。)
 一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)」という。)
 又は宮城県道路公社の管理する道路(県道仙台南インター線(仙台南部道路))(以下「仙台南部道路」という。)が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(L R + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(L R + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

八) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)から八)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ) からニ) に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ) からホ) に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ)ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からへ) Aに定める方法により算出した額とト) Aに定める当該相互区間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からへ) Aに定める方法により算出した額とト) B(A)に定める当該相互区間の料金の額との合算額とする。

ト) 料金の額の特例

A 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから帯広ジャンクションまで	500	600	650	800	1,350

十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額に
ついては、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550

庄内あさひインターチェンジ から 鶴岡インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジ から 庄内空港インターチェンジ まで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジ まで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジ から 酒田インターチェンジ まで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジ から 酒田みなとインターチェンジ まで	200	250	300	400	650

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に秋田外環状道路、仙台東部道路、千葉東金道路、京葉道路、東京湾横断道路・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)又は仙台南部道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と秋田外環状道路、仙台東部道路、千葉東金道路、京葉道路、東京湾横断道路・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)又は仙台南部道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジ から 昭和男鹿半島インターチェンジ まで	9.5キロメートル
仙台東部道路	亘理インターチェンジ から 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
千葉東金道路	千葉東ジャンクションから 東金インターチェンジ まで	16.1キロメートル
京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東ジャンクションまで	8.4キロメートル
	千葉東ジャンクションから 千葉南インターチェンジ まで	5.6キロメートル
東京湾横断道路・木更津東金道路	東金インターチェンジ から 木更津ジャンクションまで	50.0キロメートル

首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から久喜市まで)	あきる野インターチェンジ から 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	58.3キロメートル
仙台南部道路	仙台南インターチェンジ から 仙台若林ジャンクションまで	12.2キロメートル

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前または再流入後に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部若しくは全部又は東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ若しくは湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBイ

インターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）ハ）ニ）ホ）ヘ）ト）チ）リ）及びヌ）により算出した料金の額

（注2）（B）の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

□ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジ から 札幌インターチェンジ まで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジ から 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジ から 川口インターチェンジ まで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川口インターチェンジ から 三郷インターチェンジ まで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジ から 三郷南インターチェンジ まで					

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道1号及び16号（横浜新道）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

（注1）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

一般国道6号（東水戸道路）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか	
		水戸大洗	150
水戸南	150		300

ロ 普通車

		ひたちなか	
		水戸大洗	150
水戸南	200		350

ハ 中型車

		ひたちなか	
		水戸大洗	200
水戸南	200		400

ニ 大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	300
水戸南	300	600

ホ 特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	450
水戸南	500	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						仙台港北
					仙台東	150
				仙台若林	100	250
			名取	100	200	350
		仙台空港	200	250	350	500
	岩沼	100	250	350	450	600
亘理	100	200	350	450	550	700

ロ 普通車

						仙台港北
					仙台東	200
				仙台若林	150	350
			名取	100	250	450
		仙台空港	250	350	500	650
	岩沼	100	350	450	600	750
亘理	100	200	400	500	650	850

ハ 中型車

						仙台港北
					仙台東	250
				仙台若林	150	400
			名取	100	250	500
		仙台空港	250	350	500	750
	岩沼	100	350	450	600	850
亘理	100	200	450	550	700	950

二 大型車

						仙台港北
					仙台東	300
				仙台若林	250	550
			名取	150	400	700
		仙台空港	350	500	750	1,050
	岩沼	150	500	650	900	1,200
亘理	150	300	650	800	1,050	1,350

ホ 特大車

						仙台港北
					仙台東	500
				仙台若林	400	900
			名取	300	700	1,200
		仙台空港	600	900	1,300	1,800
	岩沼	300	900	1,200	1,600	2,100
亘理	250	550	1,150	1,450	1,850	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	300	350	400	600	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	350	450	550	750	1,250

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道13号(米沢南陽道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	250	300	350	500	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道13号(湯沢横手道路)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横 手
	十文字	1 5 0
湯 沢	2 0 0	3 5 0

ロ 普通車

		横 手
	十文字	2 0 0
湯 沢	2 5 0	4 5 0

ハ 中型車

		横 手
	十文字	2 5 0
湯 沢	3 0 0	5 5 0

ニ 大型車

		横 手
	十文字	3 0 0
湯 沢	4 5 0	7 5 0

ホ 特大車

		横 手
	十文字	5 5 0
湯 沢	7 0 0	1 , 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

京葉道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間	普 通 車	大 型 車	特 大 車
A 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
B 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
C 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
D 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
E 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
F 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、江戸川区一之江町(起点)から船橋市海神町(京葉一期区間の終点)又は船橋市海神町(京葉二期区間の起点)までの区間をいう。

2) 普通車

													馬堀海岸	
													馬堀	-
											佐原	-	-	-
										衣笠	100	300	300	300
									横須賀	250	350	500	500	500
								逗子	100	350	400	600	600	600
							朝比奈	250	350	600	650	850	850	850
					並木	400	650	750	950	1050	1200	1200	1200	1200
				堀口能見台	-	400	650	750	950	1050	1200	1200	1200	1200
			金沢自然公園	-	-	200	450	550	750	850	1000	1000	1000	1000
		港南台	200	400	400	200	450	550	700	800	1000	1000	1000	1000
	日野	100	300	500	500	300	500	600	800	900	1100	1100	1100	1100
	別所	200	300	500	700	700	450	700	800	1000	1100	1300	1300	1300
狩場	200	350	400	600	800	800	600	800	900	1100	1200	1400	1400	1400

3) 中型車

													馬堀海岸	
													馬堀	-
											佐原	-	-	-
										衣笠	100	350	350	350
									横須賀	300	400	600	600	600
								逗子	150	400	500	700	700	700
							朝比奈	300	450	700	800	1000	1000	1000
					並木	450	700	850	1100	1200	1400	1400	1400	1400
				堀口能見台	-	450	700	850	1100	1200	1400	1400	1400	1400
			金沢自然公園	-	-	250	500	650	900	1000	1200	1200	1200	1200
		港南台	250	450	450	250	550	650	900	1000	1250	1250	1250	1250
	日野	100	300	500	500	300	600	700	1000	1100	1300	1300	1300	1300
	別所	250	350	550	750	750	550	850	950	1250	1300	1550	1550	1550
狩場	200	400	500	700	900	900	700	1000	1100	1400	1500	1700	1700	1700

4) 大型車

													馬堀海岸													
													馬堀	-												
													佐原	-												
													衣笠	200	450	450										
													横須賀	400	550	850	850									
													逗子	200	550	700	1000	1000								
													朝比奈	400	600	950	1100	1400	1400							
													並木	700	1050	1200	1600	1700	2000	2000						
													堀口能見台	-	700	1050	1200	1600	1700	2000	2000					
													金沢自然公園	-	-	400	750	900	1300	1400	1700	1700				
													港南台	400	700	700	300	700	850	1250	1350	1700	1700			
													日野	200	500	800	800	500	850	1000	1350	1500	1800	1800		
													別所	350	500	800	1100	1100	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100	
													狩場	300	550	700	1050	1350	1350	1000	1350	1550	1900	2050	2350	2350

5) 特大車

														馬堀海岸													
														馬堀	-												
														佐原	-												
														衣笠	250	750	750										
														横須賀	650	850	1350	1350									
														逗子	300	900	1100	1650	1650								
														朝比奈	700	950	1550	1800	2300	2300							
														並木	1150	1800	2100	2700	2900	3400	3400						
														堀口能見台	-	1150	1800	2100	2700	2900	3400	3400					
														金沢自然公園	-	-	550	1200	1500	2100	2300	2800	2800				
														港南台	600	1200	1200	500	1200	1450	2050	2250	2800	2800			
														日野	200	750	1350	1350	700	1350	1650	2250	2450	2950	2950		
														別所	550	750	1300	1900	1900	1250	1900	2150	2800	3000	3500	3500	
														狩場	400	950	1100	1700	2300	2300	1600	2250	2550	3150	3350	3850	3850

(口) 戸塚支線供用の日から

1) 軽自動車等

																	馬塚海岸								
																	馬塚	-							
																佐原	-	-							
															衣笠	100	250	250							
														横須賀	200	250	400	400							
													逗子	100	300	350	500	500							
												朝比奈	200	300	450	550	700	700							
											戸塚	400	600	650	850	900	1050	1050							
										栄	100	350	500	600	800	850	1000	1000							
									公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850							
									並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900						
									堀口能見台	-	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900					
									金沢自然公園	-	-	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800				
									港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850			
									日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900		
									別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1050	1050	
									狩場	150	300	350	450	550	550	500	650	700	500	700	750	950	1000	1150	1150

2) 普通車

																		馬塚海岸																
																		馬塚	-															
																		佐原	-	-														
																		衣笠	100	300	300													
																		横須賀	250	350	500	500												
																		逗子	100	350	400	600	600											
																		朝比奈	250	350	600	650	850	850										
																		戸塚	450	700	800	1000	1100	1300	1300									
																		栄	100	400	650	700	950	1000	1200	1200								
																		公田	200	250	250	500	600	800	900	1050	1050							
																		並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1100	1100						
																		堀口能見台	-	350	450	550	300	550	650	850	900	1100	1100					
																		金沢自然公園	-	-	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950				
																		港南台	150	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1000	1000			
																		日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1100	1100		
																		別所	200	300	400	550	550	500	650	700	450	700	800	1000	1100	1300	1300	
																		狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1100	1200	1400	1400

3) 中型車

																	馬堀海岸														
																	馬堀	-													
																佐原	-	-													
															衣笠	100	350	350													
															横須賀	300	400	600	600												
															逗子	150	400	500	700	700											
															朝比奈	300	450	700	800	1000	1000										
															戸塚	600	850	950	1250	1350	1550	1550									
															栄	100	500	750	900	1150	1250	1450	1450								
															公田	200	300	300	600	700	950	1050	1250	1250							
															並木	400	600	650	350	600	750	1000	1100	1300	1300						
															堀口能見台	-	400	600	650	350	600	750	1000	1100	1300	1300					
															金沢自然公園	-	-	250	400	500	200	450	600	850	950	1150	1150				
															港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1000	1250	1250			
															日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1000	1100	1300	1300		
															別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1250	1300	1550	1550	
															狩場	200	400	500	650	800	800	750	950	1050	700	1000	1100	1400	1500	1700	1700

4) 大型車

																		馬堀海岸																
																		馬堀	-															
																		佐原	-	-														
																		衣笠	200	450	450													
																		横須賀	400	550	850	850												
																		逗子	200	550	700	1000	1000											
																		朝比奈	400	600	950	1100	1400	1400										
																		戸塚	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100									
																		栄	200	600	1000	1150	1550	1700	1950	1950								
																		公田	300	400	400	800	950	1300	1450	1750	1750							
																		並木	550	750	900	500	850	1000	1400	1500	1800	1800						
																		堀口能見台	-	550	750	900	500	850	1000	1400	1500	1800	1800					
																		金沢自然公園	-	-	300	550	700	250	600	750	1150	1250	1550	1550				
																		港南台	250	500	500	400	650	750	300	700	850	1250	1350	1700	1700			
																		日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1000	1350	1500	1800	1800		
																		別所	350	500	700	900	900	850	1100	1200	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100	
																		狩場	300	550	700	900	1150	1150	1100	1300	1450	1000	1350	1550	1900	2050	2350	2350

仙台港北	150	200	300
------	-----	-----	-----

二 大型車

			利府中
		利府塩釜	100
	利府ジャンクション	100	200
仙台港北	200	300	400

ホ 特大車

			利府中
		利府塩釜	200
	利府ジャンクション	150	350
仙台港北	350	500	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道45号(百石道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道47号(仙台北部道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	150	200	250	350	550

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

						松尾横芝	
					山武成東	300	
				東金	300	600	
			山田	-	-	-	
		中野	100	100	400	700	
	高田	100	200	200	500	800	
	大宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

□ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	450
					東 金	450	900
				山 田	-	-	-
			中 野	150	150	600	1,050
		高 田	150	300	300	750	1,200
	大 宮	150	300	450	450	900	1,350
千葉東	150	300	450	600	600	1,050	1,500

八 特大車

							松尾横芝
						山武成東	1,050
					東 金	1,050	2,100
				山 田	-	-	-
			中 野	350	350	1,400	2,450
		高 田	350	700	700	1,750	2,800
	大 宮	350	700	1,050	1,050	2,100	3,150
千葉東	350	700	1,050	1,400	1,400	2,450	3,500

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添2の自動車の車種区分をいう。

一般国道127号(富津館山道路)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					富津竹岡
				富津金谷	100
			鋸南保田	100	200
		鋸南富山	100	200	300
富 浦	200	300	400	500	

□ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	150
		鋸南保田	150	250
	鋸南富山	100	250	350
富 浦	300	400	500	650

八 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	200
		鋸南保田	150	300
	鋸南富山	150	300	450
富 浦	350	500	600	800

二 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	250
		鋸南保田	200	450
	鋸南富山	200	400	600
富 浦	450	650	850	1,050

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	400
		鋸南保田	350	750
	鋸南富山	300	650	1,000
富 浦	800	1,050	1,400	1,800

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

東京湾横断・木更津東金道路

イ) 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	2,400	3,000	3,600	4,950	8,250

(注)上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ロ)木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	100
木更津金田	150	250

ロ 普通車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	150	300

ハ 中型車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	200	350

ニ 大型車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	250
木更津金田	250	500

ホ 特大車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	400
木更津金田	450	850

(注)上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ)木更津インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		東金
	茂原北	350
	茂原長南	650

		市原南	250	550	900
	木更津	350	600	900	1,250
木更津ジャンクション	200	550	800	1,100	1,350

ロ 普通車

					東金
				茂原北	400
			茂原長南	400	800
		市原南	300	700	1,100
	木更津	450	750	1,150	1,550
木更津ジャンクション	250	700	1,000	1,400	1,550

ハ 中型車

					東金
				茂原北	500
			茂原長南	450	950
		市原南	400	850	1,300
	木更津	550	950	1,400	1,700
木更津ジャンクション	300	850	1,250	1,700	1,700

ニ 大型車

					東金
				茂原北	650
			茂原長南	650	1,300
		市原南	500	1,150	1,800
	木更津	750	1,250	1,900	2,350
木更津ジャンクション	400	1,150	1,650	2,300	2,350

ホ 特大車

					東金
				茂原北	1,100
			茂原長南	1,050	2,150
		市原南	900	1,950	3,000
	木更津	1,250	2,100	3,150	4,250
木更津ジャンクション	700	1,950	2,800	3,850	4,300

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道466号(第三京浜道路)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金

の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉川
				京浜川崎	50
			野川		
		都筑	50	50	100
	港北	50	100	100	150
保土ヶ谷	50	100	150	150	200

ロ 普通車

					玉川
				京浜川崎	50
			野川		
		都筑	50	100	150
	港北	50	100	150	200
保土ヶ谷	100	150	200	200	250

ハ 中型車

					玉川
				京浜川崎	50
			野川		
		都筑	100	100	150
	港北	100	150	150	200
保土ヶ谷	100	150	250	250	300

ニ 大型車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川		
		都筑	100	150	200
	港北	100	200	250	300
保土ヶ谷	150	200	300	350	400

ホ 特大車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川		
		都筑	150	250	350

	港北	150	300	400	500
保土ヶ谷	250	350	500	600	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					つくば
				つくばジャンクション	100
			つくば牛久	50	200
		阿見	200	200	350
	阿見東	200	350	400	500
江戸崎	200	350	500	550	700

ロ 普通車

					つくば
				つくばジャンクション	150
			つくば牛久	50	200
		阿見	250	250	400
	阿見東	250	450	500	650
江戸崎	250	450	650	700	850

ハ 中型車

					つくば
				つくばジャンクション	200
			つくば牛久	100	250
		阿見	250	350	500
	阿見東	250	500	600	750
江戸崎	250	500	750	850	1000

ニ 大型車

					つくば
				つくばジャンクション	250
			つくば牛久	100	350
		阿見	350	450	700
	阿見東	350	700	800	1050
江戸崎	350	700	1050	1150	1400

ホ 特大車

					つくば
				つくばジャンクション	400
			つくば牛久	150	600
		阿見	600	750	1150
	阿見東	600	1200	1350	1750
江戸崎	600	1200	1750	1900	2350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑪首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成17年10月1日。以下「利用規程」という。）第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(20)から(42)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

利用者の自動車1台毎の月間利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5%の割引を行う。

E T C 前納割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード(東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(22)(31)及び(33)に定める路線を通行する全自動車

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、横浜横須賀道路又は首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)を通行する全自動車のうち、E T C クレジットカード、E T C パーソナルカード又はE T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T C システムを利用して無線通信により料金所(別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。)を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、横浜横須賀道路の通行料金又は首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 その他

- (イ) 横浜横須賀道路及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。
- (ロ) 横浜横須賀道路については、(イ)に定める日から平成23年3月31日まで割引を適用する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)の通行(別添2に定める区間のみの通行を除く)を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。ただし、下記の場合はこの限りでない。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

東北横断自動車道酒田線の月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金又は(1)ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、別添2に定める区間、横浜横須賀道路若しくは首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(ロ) 均一制を適用する区間

(1)ロに定める均一制を適用する区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道又は東関東自動車道水戸線に限る。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、横浜横須賀道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の通行料金又は(1)

口に定める均一制を適用する区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道若しくは東関東自動車道水戸線に限る。)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 その他

(イ) 横浜横須賀道路及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

(ロ) 横浜横須賀道路については、(イ)に定める日から平成23年3月31日まで割引を適用する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

八 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

二 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イから二までの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は、23パーセント以下とする。

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添 1 - 1、別添 1 - 2 及び別添 1 - 3 に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

ロ 割引率

割引率は 30 パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成 18 年 4 月 1 日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、E T C 前納割引又は東京湾アクアライン特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引及び乗合型自動車(定期路線)割引相互間の重複適用関係は別添 6 のとおりとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の 1 キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を 1 回の利用としたうえで、また(1)㉑について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速

道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

（5）その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2．料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
	チ 乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及び二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ル 乗合型自動車(路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車(2車軸)である連結車両	二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレ-ラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両	
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレ-ラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社等が認められたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員1人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及び二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の届出等（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認められたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口インターチェンジから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

別添 4

变更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

变更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 5 高速国道と料金を一体的に徴収する有料道路のキロ程（単位：k m）

一般国道45号（百石道路）

	八戸北	
下田百石		5.2

一般国道6号（仙台東部道路）

				仙台東	仙台北
			名取	仙台東	仙台北
				4.4	5.2
		仙台空港		7.4	9.6
			6.7	9.7	12.6
巨理	岩沼			14.1	19.3
		3.3	10.0	13.0	17.4
		2.2	5.5	12.2	15.2
				15.2	19.6
				19.6	24.8

一般国道47号（仙台北部道路）

	利府ジャンクション
利府しらかし台	5.2

一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））

		利府中
	利府塩釜	2.2
	利府ジャンクション	1.6
仙台北		3.8
		5.6
		7.8

三陸縦貫自動車道（矢本石巻道路）

		石巻河南
		2.4
	石巻港	4.2
		6.6
鳴瀬奥松島	矢本	5.8
		10.0
		12.4

一般国道13号（湯沢横手道路）

		湯沢
		7.7
横手	十文字	5.8
		13.5

一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））

	昭和男鹿半島
秋田北	9.5

一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））

		琴丘森岳
		13.0
能代南	八竜	4.1
		17.1

一般国道6号（東水戸道路）

		ひたちなか
		4.8
水戸南	水戸大洗	5.4
		10.2

一般国道126号（千葉東金道路）

				東金	山武成東	松尾横芝
				2.2	8.7	7.4
				4.7	10.9	16.1
			山田	2.2	10.9	18.3
				4.7	13.4	20.8
				8.6	17.3	24.7
			中野	2.5	17.3	24.7
				6.4	21.6	29.0
				10.7	21.6	29.0
千葉東	大宮	3.2	4.3	8.2	10.7	12.9
				7.5	11.4	13.9
				11.4	13.9	16.1
				13.9	16.1	24.8
				16.1	24.8	32.2

一般国道409号及び468号（東京湾横断道路・木更津東金道路）

		木更津金田
		3.9
木更津西	袖ヶ浦	3.2
		7.1

				東金
				10.9
			茂原北	10.7
				21.6
			茂原長南	8.8
				19.5
			市原南	32.0
				30.4
			木更津	42.9
				21.3
木更津ジャンクション	木更津	7.1	12.5	28.4
			19.6	39.1
			28.4	50.0

一般国道127号（富津館山道路）

		富津竹岡
		4.1
		富津金谷
		3.7
館南富山	館南保田	3.2
		6.9
		11.0

一般国道14号及び16号（京葉道路）

					千葉南ジャンクション
					-
				蘇我	4.6
				3.0	5.9
			松ヶ丘	4.3	11.8
				-	14.3
			千葉東ジャンクション	-	17.8
				-	-
				-	-
			貝塚	3.1	5.9
				5.9	7.2
			六川	-	10.2
				-	11.8
			富野木ジャンクション	-	14.3
				-	17.8
武石				2.5	6.0
				5.6	9.1
				8.4	11.9
				9.7	13.2
				12.7	16.2
				14.3	17.8

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ							
大口	×	大口						
前納	×	×	前納					
深夜				深夜				
通勤				×	通勤			
早朝				×	×	早朝		
アクア				×	×	×	アクア	
路バス	×		×				×	路バス

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「アクア」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引及び乗合型自動車(定期路線)割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引又は東京湾アクアライン特別割引
2	乗合型自動車(定期路線)割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引